



① 蜜蜂の農薬被害防止にご協力をお願いします

すいとう
 水稻の開花期に、周辺に置かれた巣箱の蜜蜂が、水田に飛来することがあります。その際、カメシ防除のために水田で散布される殺虫剤により、蜜蜂が死亡するなどの被害が生じる場合があります。

農薬散布者と蜜蜂飼育者の間で情報を共有し、被害防止に努めましょう。

農薬散布者の皆様へ

- 農薬ラベルの使用上の注意をよく確認し、蜜蜂に影響がある農薬の使用にあたっては注意をしましょう。

（**蜜蜂注意：**  ミツバチに対して毒性が強いのでミツバチ及び巣箱に絶対にかからないよう散布前に養蜂業者などと安全対策を十分協議する。）

- 農薬散布にあたっては、蜜蜂飼育者と防除計画などの情報共有に努めましょう。お近くの蜜蜂飼育者が不明な場合は、畜産事務所へ相談してください。
- 蜜蜂への被害が軽減されるような散布方法の検討をお願いします。（蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯〔午前8～12時〕の散布を避ける、粒剤の殺虫剤を使用するなど。）
- 蜜蜂の開花雑草への訪花を防ぐためにも、農薬を使用する圃場の畦畔や園地の下草等の雑草管理を徹底してください。



蜜蜂飼育者の皆様へ

- 蜂場周辺の作物を確認し、水田で囲まれた場所や周辺に水稻以外の花粉源が少ない場所には、なるべく巣箱を設置しない、設置する場合でも農薬散布時には退避させるなどの対策を行いましょう。
- 農薬が散布されている間は、巣箱を日陰に設置するほか、蜜蜂に影響がない状況下で巣箱に網掛けをしましょう。
- 地域の防除計画や近隣の農家の防除予定を積極的に情報収集しましょう。
- 本年の無人ヘリによる空中散布計画は右のQRコードからご覧ください。広島県のホームページで閲覧することができます。



問合せ

- **農薬散布に関すること**
 農業技術課 ☎513-3559 西部農業技術指導所（植物防疫チーム） ☎420-9662
- **蜜蜂の飼育に関すること**
 西部畜産事務所 ☎423-2441



② システム標準化に伴い、坂町が発行する一部文書の文字や証明書等の様式が変わります

地方公共団体情報システム標準化とは

地方公共団体情報システム標準化とは、地方公共団体の住民サービスを担う20業務システムについて、国が定める標準仕様書に適合したシステム（標準準拠システム）へ移行する事業です。

坂町では、令和7年9月16日に18業務、令和7年9月25日に1業務（障害者福祉）、令和7年12月8日に1業務（生活保護）を標準準拠システムに移行する予定です。

【標準化対象20業務】

児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

標準化に伴う変更点

●坂町が発行する一部文書の文字が変更となる場合があります

標準準拠システムでは原則「行政事務標準文字」を使用することとされており、坂町においては3業務（戸籍の附票、戸籍、生活保護）を除く17業務で「行政事務標準文字」を使用します。

これに伴い、標準準拠システムから発行される文書に書かれている氏名や住所の文字のデザインがこれまでのデザインと変わる場合があります。

●坂町が発行する証明書・通知書等の様式が変更となります

標準準拠システムでは国が定める標準仕様書に適合する証明書・通知書等が発行することとされており、現在使用している一部帳票の様式が変更となります。

様式が変更となる主な帳票及び問い合わせ先は以下のとおりです。

帳票名	問合せ	
住民票の写し	税務住民課住民係	☎820－1502
印鑑登録証明書		
戸籍の附票		
固定資産税納税通知書	税務住民課固定資産税係	☎820－1503
軽自動車税納税通知書		
課税台帳記載事項証明書	税務住民課町民税係	
納税証明書		
完納証明書		
営業証明書		
町民税・県民税・森林環境税納税通知書		
国民健康保険税納税通知書		
後期高齢者医療保険料決定通知書		
介護保険料納入通知書		